

当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 税務管理
2. 法人税 (CIT)
3. 間接税
4. 個人所得税 (PIT)
5. 外国契約者税 (FCWT)
6. トレーニング及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版又はベトナム語版の添付ニュースレターをご参照ください。

税務管理



新規制

財務省による税務・関税管理における行政手続の新規、改正、置換又は廃止の公表の決定

2022年7月22日、財務省は31の新記事を含む決定番号1462/QD-BTCを発行しました。修正及び置換, 114 記事;税務分野における75の行政手続を廃止した。本決定はまた、財務省の管理の範囲内で、税関の分野における01の新行政手続を公表しました。

更に、2022年8月24日、財務省は、納税延長手続に関する財務省の管理下における税務手続の改正・代替に関する決定第1710/QD-BTC及び01TTHCを公表しました。

(財務省発行の2022年7月22日付決定第1462号/QD-BTC及び2022年8月24日付決定第1710/QD-BTC号)

Contact

Website: deloitte.com/vn
Email: deloittevietnam@deloitte.com
For reference only, not for distribution or sale



法人税(CIT)



ガイダンス

科学技術企業の証明書を付与した企業のための法人税優遇スキーム

企業が科学技術省によって科学技術企業として認可されている場合、財務省が発行した通達第03/2021号/TT-BTCの第2条に規定されている適格条件が満たされていれば、科学技術企業に適用される法人税(CIT)上の優遇スキームを享受する権利があります。具体的には以下の通りとなります。

- 製品の技術的成果の生産と取引からの年間収益は、同社の総年間収益の少なくとも30%に達する。
- 情報技術セクションにおける科学技術成果の応用サービスから生じる収益は、市場で入手可能なものを除く新サービスからの収益でなければならない。情報技術課における科学技術成果の適用の役務が科学技術省の規則に適合することを決定するための基準及び根拠。

- 科学技術企業は、CIT優遇を享受するために、課税期間中の科学的・技術的成果から形成された製品の生産及び取引からの収入を別々に計上しなければならない。企業が科学技術達成活動から形成された製品の生産及び取引からの収入を別々に計上することができない場合には、CITの優遇を享受するために、その収入は規制に基づき、配分されなければならない。

CIT免除、削減のための税制上の優遇措置及びタイムラインは、財務省の通達第03/2021/TT-BTC号の1項、第2項、第3条に記載されています。

- 科学技術企業は、4年間CITから免除され、その後の9年間はCIT支払額の50%が削減される。
- 科学技術企業の免税・減免期間は、科学技術企業証明書の発行日から継続的にカウントされるものとされている。科学技術企業証明書の交付を受けた最初の1年目から数えた最初の3年間に課税所得がない場合、免税又は減免期間の計算の最初の年は4年目以降にカウントされる。

- CITの免除・削減の資格を有する期間中に、科学技術企業が科学技術的成果から形成された製品の収益の条件を満たさない年が総収入の少なくとも30%に達する場合、科学技術企業はその年に優遇を享受する権利を有さず、CIT優遇を享受する期間から差し引かれるものとされている。

科学技術企業が他の優遇条件(科学技術企業優遇の条件を除く)に基づいてCIT優遇を享受していたか、又は現在享受しており、科学技術企業の証明書を授与されている場合、科学技術企業の条件下でのCIT免除・減税の期間は、科学及び科学技術企業に適用されるCIT免除・減税の期間から他の優遇条件の下で享受されたCITの免除・減税の期間を差し引いたものによって決定されるものとされており。

(ハノイ税務局発行の2022年8月26日付オフィシャルレター-第42225号/CTHN-TTHT号)

Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人税(CIT)



ガイダンス

輸出品の生産中の過剰輸入原材料の廃棄費用に対する法人税

企業が輸出品を生産するために原材料を輸入し、過剰な原材料を持っている場合、それらの余分な材料を廃棄するコストは、CIT計算の目的で控除可能費用とは見なされません。

(ビズオン税務局発行の2022年9月6日付オフィシャルレター第13986号/CTBDU-TTHT号)

未使用の年次休暇に対して支払われた給与費用に対する法人税

企業が労働法及びその指導規則の規定に基づいて従業員の未使用の年次休暇日数に対する給与を支払う場合、企業は、規定された条件を満たしていれば、CIT課税所得を決定する際に上記の費用を控除可能費用に含めることができるものとされています。

年次休暇に関するガイダンスを提供する2019年11月20日付労働法第45/2019/QH14号の第113条に基づき、雇用主は、12ヶ月間勤務する従業員に、年次休暇日数を十分に享受していない場合、失業又は解雇の場合に未使用の年次休暇日数に対して現金で支払うことができます。

(ハノイ税務局発行の2022年8月9日付オフィシャルレター第39064/CTHN-TTHTG号)

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



間接税



ガイダンス

投資段階で発生したVATの輸出商品及びサービスに対する付加価値税の還付

企業が、工場を建設し、既に稼働している投資プロジェクトのための機械設備を購入する支出に対し、納入VAT額を負担した場合、企業は、この投資プロジェクトの信用可能なVAT額と、01/GTGTの形式で生産及び事業活動の信用可能なVATを申告し、第2条に規定されている条件を満たしていれば、通達第25/2018/TT-BTC号に基づいて、輸出された商品及びサービスに対するVAT還付を受ける権利を有します。

企業は、財務省が発行した2015年2月27日付通達第173/2016/TT-BTC号及び2016年10月28日付通達第173/2016/TT-BTC号の第10条、第10項に基づき、控除可能なVAT額に規定された条件を満たす必要があります。

(ロンアン税務局発行の2022年8月22日付
オフィシャルレター-第2861号/CTLAN-TTHT
号)

本社の省以外の省にある投資プロジェクトに対する付加価値税の還付

企業が信用可能方法でVAT債務を申告する対象となり、本社の省以外の別の省に新規投資プロジェクト(「新規投資プロジェクト」)がある場合、以下の通りに、申告しVATを払い戻します。

- 企業が別の省に支店を設立したが、その省でプロジェクトを直接管理するために支店を割り当てなかった場合、支店は従属会計を行い、銀行口座、会計帳簿、インボイス、及びプロジェクトのその他の文書を維持しない場合、企業は新規投資プロジェクトのための個別の税務申告書及びVAT還付書類を作成し、その省の管理税務当局に提出するものとされています。

- 同時に、新規投資プロジェクトの投入VAT金額を、現在実施中の生産及び事業活動のVAT申告に対して相殺するために転送する必要があります。投資プロジェクトの譲渡されたVAT額は、事業設立の期間における生産及び事業活動の未払税額と最大で同じになります。相殺後、まだ完全に貸方記入されていない新規プロジェクトの投入VAT額が3億ドン以上の場合、このVAT額は投資プロジェクトに返金されます。
- 企業が企業を代表してその省のプロジェクトを直接管理するために、本社の省以外の別の省にある支店に新規投資プロジェクトを引き渡すことを決定した場合、その支店が会計法に基づいて正当な印鑑、会計帳簿、書類、及び銀行預金口座を持っていれば、支店は、その省の管理税務当局に個別の税務申告書及びVAT還付書類の申請書を準備する必要があります。

- 新規投資プロジェクト、事業登録及び納税の手続きが完了した後、会社は、財務省の通達第130/2016/TT-BTC号の第1条、第3項、ポイントbに基づき、発生したVAT額、還付されたVAT額、プロジェクトのまだ還付されていないVAT額を要約し、納税のために新規設立された支店に引き渡す必要があります。

(バクニン省税務局発行の2022年9月7日
付オフィシャルレター-第2697/CTBNI-TTHT
号)

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

間接税



ガイダンス

エラーのある複数のインボイスを修正するための調整インボイスの発行は許可されていません。

企業が政府の政令第123/2020/ND-CP号及び財務省の2021年9月17日付の通達第78/2021/TT-BTC号に基づいて電子インボイスを適用し、商品やサービスを販売した場合、企業(売り手)とその顧客(買い手)は請求及び支払いの目的で推定価格に同意し、その後、売り手と買い手は調整インボイスを通じて販売価格の調整を行います。調整は以下の通り実施されます。

売り手及び買い手はエラーを指定した契約を準備し、同時に会社は電子調整インボイスを発行して誤ったインボイスを修正します。電子調整インボイスには、「インボイスフォームの調整...シリアル...数...日付...」。増加(正)及び減少(負)の調整インボイスは実際の調整と一貫している必要があり、01(1)電子インボイスは、エラーのある01(1)電子請求書の修正にのみ使用されます(エラーのある複数のインボイスを修正するために調整インボイスを発行しない)。

売り手及び買い手は、調整インボイスを使用し、規定どおりに修正リターンを行う必要があります。

(バクニン省税務局発行の2022年9月8日付オフィシャルレター-第2704/CTBNI-TTHT号)

通関後検査による輸入品に対する控除可能な付加価値税の申告

通関後検査の後、企業が決定によって追加のVATを支払うことを求められた場合、支払われたVAT額は、課税期間の支払義務税額を決定する際に完全に控除される権利があります。財務省の通達第14条、通達第219/2013/TT-BTC号、及び国会の2019年6月13日付税務管理法第38/2019/QH14号の第47条、及び政府の2020年10月19日付政令第126/2020/ND-CP号の第4条、第4項の条件を満たす必要があります。

注: 詐欺や脱税に対する罰則は、VAT目的では控除できませんし、CIT目的では控除できません。

(ハノイ税務局発行の2022年8月15日付オフィシャルレター-第40071号/CTHN-TTHT号)

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税(PIT)



ガイダンス

ベトナムで働くように割り当てられている駐在員の個人所得税

外国人がベトナムで働くように割り当てられている場合、源泉徴収に使用される個人所得税(「PIT」)の税率は、労働契約または譲渡書に明記されているベトナムでの納税者の労働期間に基づいている必要があります。従って、企業は、財務省の2013年8月15日付通達第111/2013/TT-BTC号の第25条に基づき、累進税率法(課税年度に183日以上からベトナムで働く個人の場合)又は定額税率法(課税年度に183日未満のベトナムで働く個人の場合)によって、源泉徴収を行う必要があります。

外国人個人が通達第111/2013/TT-BTC号の第1条に基づいて暦年内にベトナムの税務居住者であるという条件を満たす場合、この個人の最初の確定課税年度は、税務管理法第38/2019/QH14号の第44条、第2項及び第11条、第3項、ポイントbに規定されているように、その課税年度の1月1日から12月31日までに計算された暦年であります。

*(ハノイ税務局発行の2022年7月19日付オ
フィシャルレター第35195号/CTHN-TTHT
号)*

所有者に代わって不動産を贈与する場合に課される個人所得税

不動産の個人所有者が、法律に基づき、他の個人が実物の贈与に関連する全ての手続きを行うことを許可する許可契約を持っている場合(許可契約では、この許可された個人がこの許可からいかなる収入又は利益も受け取らないことが明記されています)。この場合には、所有者の兄弟の不動産を受け取ることによる収入は、財務省の通達第111/2013/TT-BTC号の第3条、第1項、ポイントdのガイダンスに基づき、PITの義務を免除されます。

*(ハノイ税務局発行の2022年8月10日付オ
フィシャルレター第39281/CTHN-TTHT号)*



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者税 (FCWT)



ガイダンス

外国契約者の資産の現金化活動から発生した所得に課される源泉徴収税

ハイブリッド方式で税金を申告・納付する外国企業がベトナムにおける資産現金化活動から所得を得る場合、この所得は通達第103/2014/TT-BTC号の第7条、第3項に基づき、CITの対象となります。

課税所得及び資産現金化活動から徴収される課税所得に適用されるCIT税率(%)は、通達第103/2014/TT-BTC号の第13条の規定に準拠されるものとされております。

(ハノイ税務局発行の2022年8月18日付オフィシャルレター-第40743号/CTHN-TTHT号)

利用可能な技術プラットフォーム上でデジタルユーティリティを使用する権利を提供することによる所得に課される外国契約者の源泉徴収税

外国企業が外国企業とベトナム企業との間の契約、合意又はコミットメントに基づいてベトナムで収入を生み出す場合、この収入は通達第103/2014/TT-BTC号に規定されているように外国契約者税(「FCWT」)の対象となります。

ベトナムに恒久的施設を持たない外国企業が、通達第80/2021/TT-BTC号の第76条、第77条、第78条、第79条に規定されているようにベトナムで税金を登録、申告、及び支払わない場合、ベトナムの会社は、通達第103/2014/TT-BTC号に規定されているように、外国企業に代わって税金を申告、源泉徴収、及び支払う義務を負いません。

- CITの場合:外国企業が利用可能な技術プラットフォーム上でデジタルユーティリティを使用する権利を提供することによって受け取った所得は、財務省の2014年8月6日付通達第103/2014/TT-BTC号、第7条、第3項に規定されているように、ロイヤリティ収入とみなされ、課税対象収益に対するCITの割合(%)は10%であります。
- VATの場合:外国企業が利用可能な技術プラットフォーム上でデジタルユーティリティを使用する権利を提供することによって受け取った収入が、政府の2007年5月3日付政令第71/2007/ND-CP号に規定されているソフトウェアサービスでも、技術移転に関する法律に規定されている技術移転でもない場合、サービスとしてVAT税率5%のVATの対象となります。

(ハノイ税務局発行の2022年8月30日付オフィシャルレター-第42786/CTHN-TTHT号)

Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



トレーニング及び税関



ガイダンス

加工企業の輸出のための税制は、ビジネスモデルを輸出加工企業から非輸出加工企業に変換する

国内で購入した商品の場合:輸出加工企業(「EPE」)は、新税関申告書を申告し、非EPEに変換する前に納税義務を履行しなければならず、過払いの輸入関税の還付の対象とはみなされないものとします。

海外から輸入された商品から固定資産のへ:

- 企業が転換後も投資法及び輸出入関税法に基づいて優遇条件を満たしている場合、企業は引き続き輸入品に対する免税優遇を継承し、変換前に投資プロジェクトの固定資産を形成します。

- この場合において、EPEは、課税免除輸入貨物の利用目的の変更を申告し、その利用目的の変更の場合と同様の固定資産形成の手続きを、規制により免税奨励金を享受できる他の事業体に譲渡することにより行うものとされています。変換後の企業は、以前に免税範囲で輸入された固定資産を形成するために、免税品のマスターリストを再申告する必要はありません。変換手順の完了後、企業は規制に基づき、免税輸入品の使用に関する年次報告書を作成します。
- 特に、輸入品が転換後に固定資産を形成する場合、企業は輸入前に免税品のマスターリストに通知した場合のみ免税を受ける権利があります。

(税関総署発行の2022年8月9日付オフィシャルレター第3292号/TCHQ-TXNK号)

On-the-spot輸入及び輸出品の付加価値税額

クレジット法の下でVATを申告し、支払う国内企業が、輸出加工企業、自由貿易地域(輸出された商品の処理施設を含む)に所在する企業に商品を販売する場合、以下の通りを行う。

- **On-the-spot輸出手続実施時:** 申告者は、VAT インボイスの代わりに、出荷伝票及び内部振替手形のコピーを税関システムを介して税関に送信する。そして
- **On-the-spot輸入手続実施時:** 申告者は、VAT インボイス及びその他の通関書類のコピーを、通関電子データ処理システムを介して税関に送信する。

(財務省発行2022年8月12日付オフィシャルレター第8042号/BTC-TCHQ号)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

トレーニング及び税関



ガイダンス

使用目的変更後の輸出生産・加工活動のために輸入した原材料の再輸出

- 輸出品生産のために輸入された原材料、消耗品、及び部品、又は輸出加工契約のために自己輸入された商品は、輸入関税を免除され、VATの対象にはなりません。海外又は自由貿易圏に再輸出して利用目的を変更した場合、納税者は新税関申告書(様式A42)を申告し、輸入税、支払遅延利息、及び規制された罰則(もしあれば)を全額支払わなければなりません。新申告の通関手続きが完了した後、納税者は、一般税関省の2021年8月16日付オフィシャルレター第4032/TCHQ-GSQL号のガイダンスに基づき、輸出申告を申告します。

- 輸出者が元の輸入者、又は元の輸入者によって輸出を許可・委託された事業体であり、かつ、物品が輸出の免除又は輸入関税の還付の条件を満たす場合、税関モードB13は、輸出税関申告書において、電子申告書の項目「注」又は紙の申告書の「その他の注記」で申告されるものとされております。一般税関省の2021年8月16日付オフィシャルレター第4032/TCHQ-GSQL号の指示に基づき、税関モードB13の貨物の輸出申告書には、以前に輸入された商品(E31又はE21)の輸入申告書の番号が記載されなければならず、使用目的の変更を使用するA42申告書には「輸入された未使用又は未処理の商品」が明確に記載されていなければなりません。

(ビエンホア税関局発行の2022年8月11日付オフィシャルレター第1220/HQBH-NV号)

外国直接投資企業が輸入する原材料の現金化

外国直接投資企業(「FDI企業」)が所有する輸入原材料及び消耗品は、それらの材料が処理されていれば、輸出の形で現金化することができます。

輸出申告の税関モードは、輸出活動の性質、2021年5月18日付決定第1357/QD-TCHQ号の規定、及び税関総局が発行した税関モードに関するオフィシャルレターに基づき、適用されます。

それにもかかわらず、FDI企業が商品を輸入し、そのような商品を(原形で)輸出する場合、この取り決めは、政府の2018年5月15日付政令第69/2018/ND-CP号の第2条、第2項の規定に基づき、FDI企業が再輸出活動のための一時的な輸入を行うことは許可されていない再輸出事業のための一時的な輸入とみなされます。

(税関総局発行の2022年8月22日付オフィシャルレター第1214号/GSQL-GQ2号)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

トレーニング及び税関



ガイダンス

輸入品のロイヤリティ料の補足申告

輸入物品にロイヤリティ料がかかる場合等、輸入後の物品の販売状況に応じ、関税申告書の登録時点では課税価額に含まれる額が確定できない販売契約、又はロイヤリティの支払いを管理する別の契約で指定されたその他の理由がある場合、輸入者は以下の通りを行う必要があります。

- 税関申告書にロイヤリティ料を申告しない理由を明記する。
- 申告し、通関後の補足申告書で定められたロイヤリティ料の納付税額を計算し、規定どおりに税金を全額納付する。納税の法定期限は、申告するロイヤリティ手数料の決定から05営業日である。

輸入者は、関連書類に基づいて決定し、調整されたロイヤリティ料を把握する時間について責任を負うものとされています。この調整されたロイヤリティ手数料は、申告書を最初に登録した時点で申告された関税額にプラスされ、税関当局に納税されます。

ベトナム市場で販売されている輸入品の数量に応じてロイヤリティ料が数回(四半期ごとの支払い)に支払われる場合、企業は輸入された納入品に関連する全てのロイヤリティ料が完全に割り当てられるまで、追加の税金を割り当て、申告し、支払う必要があります。

(税関総局発行の2022年8月23日付オフィシャルレター第3489号/TCHQ-TXNK)

輸入原材料の使用目的を変更したにもかかわらず、所定の申告・納税を怠ったことによる税金の賦課及び支払遅延利息

税関当局及びその他の所管官庁が検査し、納税者が輸出生産のための輸入原料の使用目的を、規定通りに納税申告・納付を伴わずに国内消費に恣意的に変更したことを発見した際は、以下の通りに行ないます。

- 最初の税関申告に基づいて納税義務を課すこと。そして
- 輸入者が遅延利息を支払う。支払遅延利息の計算時期は、元の税関申告の納税期限から始まります。

(税関総局発行の2022年9月6日付オフィシャルレター第3674号/TCHQ-TXNK号)



Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Contact us



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services
Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Junichi Harada
Director, Japanese Services
Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Yamamoto Yuya
Senior Manager, Japanese
Services Group
+84 28 710 14194
yyamamoto2@deloitte.com



Hideaki Nishina
Senior Manager, Japanese
Services Group
+84 24 710 50108
hidnishina@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.